平成２２年（フ）第２８６３号
横浜市保土ケ谷区狩場町475番地３　レクセル保土ヶ谷310号
債務者　渡部　行仁
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７号
神奈川県茅ヶ崎市柳島２丁目11番48号　ソレイユ101号
債務者　菊池有紀子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８号
横浜市港南区上大岡東３丁目６番12号
債務者　芹澤　広幸
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン４－６号棟302号
債務者　大熊　君枝
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４号
横浜市栄区飯島町1478番地１　椿コーポ102
債務者　山口　ゆか
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７号
横浜市南区新川町５丁目29番地５　コアクレスト吉野町Ⅰ―402
債務者　中野　　愛
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１号
神奈川県綾瀬市小園1270番地４　サンコーポ101
債務者　鈴野　　歩
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目２番地の14　サンコーポ湘南105
債務者　穴見　清美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２号
栃木県那須郡那須町大字伊王野2423番地１
債務者　吉祥百合子（旧姓俵藤）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第７９号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目１番地の10　アリーナ湘南804号室
債務者　鬼塚慎一郎
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４０号
愛知県岡崎市美合町字小豆坂20番地１　ユートピア小豆坂407
債務者　戸崎　智哉
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時45分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１２号
岡山市北区芳賀　県営住宅18―301
債務者　千原　道子（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８７号
東京都荒川区荒川３丁目59―３
債務者　葛西　　武
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５２号
東京都板橋区若木１丁目４―19―205
債務者　松井　克之
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６１号
東京都荒川区東日暮里１丁目２―８―208
債務者　柴山清子こと　秋　　清子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６５号
東京都豊島区池袋本町４丁目45―７―405
債務者　前田美喜子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

第明治三二十種郵便物認可